

令和8年度「かぶせ茶パラダイスPRプロジェクト」業務委託
審査要領

1. 審査の対象事業者

次に掲げる事項全てに該当する事業者。

(1) 四日市市入札参加資格者名簿に登載または登載予定であること。なお、登録業種は、「広告代理・企画」とする。

(未登載または、登録業種が異なる場合は、契約締結時まで、市が指定する書類を提出するとともに、三重県市町総合事務組合 (<http://shichosogomie.jp/buppin.html>) で、登載手続を済ませること。また、参加意向申出書に、登載手続中である旨を記載すること。)

(2) 実施要領の公表の日から受託候補者の特定の日まで、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準(平成21年6月1日施行)の規定による入札参加資格停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(5) 広告代理業務に携わった実績を有していること。

2. 審査委員会

(1) 日程

令和8年5月29日(金)

(2) 場所

四日市市役所7階 701会議室

(3) 審査形式

プレゼンテーション及びヒアリング

3. 審査の方法

最適な事業者を選定するため、各提案事業者が提出した企画提案書及びプレゼンテーション等の内容について、提案上限額内の見積価格で提案した者のうち、審査委員会が審査基準に基づき評価し、評価が最も高い事業者を受託候補者として選定する。

企画提案書を提出した事業者が多数だった場合は、事務局(四日市市農水振興課)にて企画提案書の内容をもって書類審査を行い、4者程度を審査委員会に諮る。書類審査を行う必要が生じた場合は、その結果を速やかに全事業者に通知す

る。

【審査】

- ・プレゼンテーション40分以内。質疑応答15分程度とする。
 - ・提案事業者側の出席者は3人以内とし、質問に適切に対応できる担当者が回答すること。
 - ・パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、事前に市に連絡し、機材等は原則、事業者で準備すること。
- ※プレゼンテーション・質疑応答の方法や時間配分は、変更する場合がある。

4. 審査基準

審査項目、審査の視点は下表のとおりとし、企画提案内容を評価し評価点を与える。

評価点の満点は100点、審査員5名の合計500点とする。

なお、評価点合計の60%を基準点とし、基準点に審査委員数を乗じた300点に満たない場合は失格とする。

審査項目		審査の視点
業務の理解・提案の的確性		<ul style="list-style-type: none">・事業内容を理解し、提案内容が事業の趣旨と合致しているか・提案内容は妥当か。仕様書の内容を満たしているか
提案の専門性・独創性	「かぶせ茶パラダイス」の発信	<ul style="list-style-type: none">・好ましいターゲット設定を行っているか・愛知、岐阜、三重の3県における認知度向上において効果的なメディアプランとなっているか
	現地型コンテンツの発信	<ul style="list-style-type: none">・現地型コンテンツへの誘客が見込める企画となっているか
業務実施体制・遂行力		<ul style="list-style-type: none">・業務遂行のための人員と組織の体制が整っているか・スケジュールに無理はないか・質疑応答を通して、回答が明快かつ迅速か